

初任研宿泊研修見直しへ！

～高教組専門部交渉実施～



高教組各専門部は11月15日、県教委に対して専門部交渉を行いました。参加した専門部は、実習教員部、現業職員部、青年・臨時教職員対策部、障害児学校部で、それぞれの専門部で抱える課題を訴えました。各専門部の重点要求は以下の通り（抜粋）です。具体的な回答は後日となる方向ですが、関係各課と

協議を進めたことで、「統一要求書」に対する回答につながるものと思います。特に、初任研宿泊研修については、担当課より「宿泊の意義は大きいですが、実施運営上の課題、初任者の負担も大きいとの声もある。課題を整理して学校教育センターで、見直しを行っている。」と発言がありました。このことも含め、これまでの組合の要求に対して、前向きに検討していることもあってはならないか感じられました。今後は11月中に、「統一要求書」についての聞き取り、12月の統一要求書交渉、来年1月の教育長交渉がありあます。

実習教員部要求書

1. 労働安全衛生法第3条に基づき、労働者の安全と健康を確保すること。また、実験・実習教育に必要な資格の取得や知識技能の習得に係る経費をすべて負担すること。また、労働における法に基づいた定期健康診断を該当者すべてに実施すること。
2. 労働安全衛生法第28条の2の規定により、リスクアセスメントを実施してその結果に基づく措置を講ずること。
3. 国の実習教員設置基準の変更に追従して削減しないこと。

現業職員部要求書

1. 賃金・諸手当の改善について
・現業職員の賃金について、技能技師と技能主事の格差を是正するとともに、誰でも5級へ行けるように昇格基準を大幅に改善すること。例えば、4級から5級への昇格基準を10年に短縮すること。
2. 人事・定数について
・現業職員の定数については、配置基準を明確にすること。当面、用務業務に従事する技能主事は本校に最低2名とし、標準規模校（15学級）には最低4名を配置すること。
3. 権利・労働条件について
・現業職員の職名を教育技能員に統一すること。

青年教職員に関する要求書

1. 青年教職員の賃金・諸手当・勤務条件等の改善について
・正規の教諭と常勤の臨時講師は勤務の内容に応じた任用、雇用条件とすること。臨時講師に教諭と同様の職務内容を担当させるのであれば、賃金の最高号俸打ち切り制度を廃止するとともに給料表においても2級にすること。

- ・臨時講師の辞令の空白期間の設定は必要がないのでやめること。
 - ・臨時・非常勤教職員の新たな雇用制度については組合と協議の上制度設計すること。
2. 教職員の研修について
・初任者研修において、宿泊研修など勤務時間外まで拘束する研修を一切やめること。
 3. 長時間勤務の解消に向けて
・対外運動競技等引率手当・部活動指導手当を大幅に増額すること。実際の指導した時間に応じて増額すること。

障害児学校にかかわる要求書

1. 教育条件整備に関すること
・障害児学校「設置基準」策定を文部科学省に働きかけ、障害児学校の教育環境整備を推進すること。
・すべての障害児学校にエアコンまたは扇風機を設置すること。特に体温調節の難しい障害児や気温変化に過敏な障害児が学習する教室へエアコンを設置すること。
・すべての希望する障害児学校のトイレを改修し、シャワートイレを設置すること。
2. 教職員の定数に関すること
・教育以外の業務軽減と障害児学校高等部卒業生の進路保障に向けて、障害児学校高等部卒業生を校務補助員として雇用を進めること。
3. 教職員の健康と安全及び生活と権利に関すること
・妊娠中（特に初期）の教員の負担軽減措置として、現在の「学部2名以上」という条件を見直し、1名であっても妊娠がわかった段階で臨時教員を配置すること。この件についての管理職への周知を図ること。また、妊娠にかかわる病気休暇を180日に延長すること。もしくは妊娠障害休暇を新設すること。
・管理職等によるハラスメント行為の根絶を徹底すること。
・障害者雇用状況調査の方法を見直すこと。県教委として障害を持つ人の雇用を進め、障害者雇用率を法定基準にするするとともに、現に障害を持って働いている教職員に、合理的配慮を提供すること。

高教組速報

2018 No.5 2018.11.16

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp